

尾去沢銅山事件（一）

菅原 彬州

はじめに

- 1 尾去沢銅山
 - 2 村井茂兵衛
 - 3 献納金調達のための外債問題
 - 4 旧盛岡藩のオールト商会関係外債の処理
 - 5 村井茂兵衛の債務
 - 6 井上馨と岡田平蔵（以上、本号）
 - 7 司法省の調査
 - 8 北代正臣・小野義真の喚問
 - 9 井上馨の喚問
 - 10 川井清蔵の口供
 - 11 川村選の口供（以上、次号）
 - 12 判 決
 - 13 大蔵省よりの追徴金を村井茂兵衛へ還付
 - 14 尾去沢銅山附属品買上一件の結末
- おわりに

はじめに

尾去沢銅山事件とは、明治初期に発生した、山城屋和助事件と同じく疑獄事件と言われている事件である。

その概要は、幕末期に南部盛岡藩屈指の豪商であった村井茂兵衛が、戊辰戦争の結果としての同藩の減封・転封による外債問題に絡んで、その所

有する尾去沢銅山を大蔵省に没収され、没収に関係した大蔵大輔井上馨等大蔵省官吏の刑事責任が問われたというものである。

この尾去沢銅山事件は、封建領主制から神権の絶対天皇制への転換という特殊日本の変動期に発生したという点で特異な性格をもつ事件であるとともに、司法権が行政権からの自立・独立を図ろうとした近代の立憲主義的三権分立制への胎動を示す事件でもあった。

それ故、これまで政治史と法制史それぞれの観点から、事件は取り上げられてきている。

政治史上では、明治維新に功績のある長州閥のリーダーである井上馨が私利私欲から尾去沢銅山を「官没」した疑獄事件であるとする見方からのものが多く見られるが その一方、それは「冤罪」であるという井上馨擁護の立場を主張する『世外井上公伝』まで、その捉え方には大きな振幅がある。

法制史上では、政治裁判史の視点から、この尾去沢銅山事件を取り上げ、政治史と法制史の架橋をめざした『政治裁判史録』がその代表である。

本論は、政治史の視点から、公的第1次史料に依拠して、もう一度この事件の再構成を図るという意図から、事件の実相を明らかにしようというものである。

それでは、以下、具体的に見ていくことにしよう。

なお、事件は旧暦と新暦の双方にまたがっているため、繁雑かもしれないが、西暦を基準とし旧暦をかつこ内に表記していることをお断りしておきたい。

尾去沢銅山事件・年表

旧 暦	新 暦	事 項
文政4.05.11	1821.06.10	村井快助の長男として、村井京助が生誕
慶應3.10.	1867.11.	村井京助が村井家を相続、4代目村井茂兵衛を襲名
M1.11	1867.12	盛岡藩、村井茂兵衛に尾去沢銅山の採掘権を委任
M1.12.07	1869.01.19	朝敵藩処分により、盛岡藩は20万石から13万石に減封、尾去沢銅山は盛岡県支配地に
M1.12.17	1869.01.29	南部家を白石に転封

尾去沢銅山事件（一）（菅原）

旧 暦	新 暦	事 項
M2.06.	1869.07.	会計官釜山司、村井茂兵衛に尾去沢銅山の経営を引き続き委任
M2.07.22	1869.08.29	南部盛岡藩を再立、盛岡に復帰を許すとともに、金70万両献納を命令
M2.08.	1869.09	盛岡藩史川井清藏、英商オールドから洋銀14万2000枚を借入
M2.10.	1869.11.	盛岡藩、洋銀14万2000枚（日本金12万4427兩余）を村井茂兵衛に貸付
M2.11.28	1869.12.30	尾去沢銅山のある鹿角郡を江刺県に編入
M3.02.	1870.03	空証文を作成・村井茂兵衛よりオールド商会への条約証書（その1）、川井清藏の奥書
M3.02.	1870.03	空証文を作成・村井茂兵衛よりオールド商会への条約証書（その2）
M3.02.04	1870.03.05	川井清藏、村井茂兵衛へ空証文への調印を依頼
M3.02.14	1870.03.15	村井茂兵衛、英商オールドとの間で条約証書を交わす
M3.04.25	1870.05.25	盛岡藩知事へ達、金70万両献納を命じたが、残金献納に及ばず旨を仰付
M3.07.	1870.08.	空証文の偽装工作が露見、川井清藏は50日・村井茂兵衛は40日の押し込み処分
M3.7.10	1870.08.06	盛岡藩廃藩、盛岡県を設置
M3.09.13	1870.10.07	盛岡県大参事東次郎より、外債弁金につき、家産傾けても尽力せよと村井茂兵衛へ達
M3.12.	1871.01.	村井茂兵衛に尾去沢銅山の経営を引き続き委任、江刺県が取締
M4.07.13	1871.08.28	民部省、盛岡県に、村井茂兵衛の家産一切を封印し、「身代取締」を指令
M4.07.24	1871.09.08	藩債調査の指令
M4.09.02	1871.10.15	戸籍寮中の聴訟所を判理局と改称
M4.09.13	1871.10.26	戸籍寮中の判理局を特立となす
M5.01.08	1872.02.16	盛岡県を岩手県と改称
M5.03.02	1872.04.09	判理局主任川村選、旧盛岡藩外国通債関係人村井茂兵衛已下取立金取計竊」の回議案を提出
M5.03.18	1872.04.25	川村選、「岡田平藏尾去沢銅山引受願之儀ニ付見込取調向」の稟議書を提出
M5.11.28	1872.11.28	司法省布達46号
M5.02.13	1872.03.21	村井茂兵衛、尾去沢銅山附属品買上願を判理局に提出
M5.03.25	1872.05.02	村井茂兵衛の尾去沢銅山附属品買上願を開届
M5.03.25	1872.05.02	村井茂兵衛、判理局へ請書提出
M5.03.25	1872.05.02	岡田平藏、村井茂兵衛の未納金引受上納の覚を判理局に提出
M5.3.	1872.05.	岡田平藏、尾去沢銅山の払い下げの請書を大藏省に提出
	1873(M6).02	村井茂兵衛、司法省へ出訴
	1873(M6).4.20	岡田平藏への尾去沢銅山引き渡し完了
	1873(M6).04.20	判理局廃止、残務は諸務局へ
	1873(M6).05.23	井上馨・渋沢栄一辞職
	1873(M6).05.09	司法省より正院へ伺、盛岡藩負債一件に付、北代正臣を司法裁判所へ喚問の件
	1873(M6).05.23	4代目村井茂兵衛、胃潰瘍で死去
	1873(M6).06.14	5代目村井茂兵衛、尾去沢銅山経営再委任の願を大藏省に提出
	1873(M6).08.29	井上馨、岡田平藏とともに尾去沢に赴く
	1873(M6).10.24	江藤新平、征韓論に敗れ辞職
	1873(M6).12.18	村井茂兵衛、司法裁判所検事局に出訴
	1874(M7).01.08	村井茂兵衛、司法裁判所に出した訴状を取下
	1874(M7).01.15	岡田平藏、銀座煉瓦街で死体となって発見
	1874(M7).02.05	5代目村井茂兵衛、司法裁判所へ再訴

旧 暦	新 暦	事 項
	1874(M7).03.15	井上馨、大隈重信に「保庇」を求める書翰を送付
	1874(M7).05.23	北代正臣を司法裁判所へ喚問の件を許可
	1874(M7).11.12	司法省伺、従五位小野義真喚問の件
	1874(M7).11.13	従五位小野義真喚問の件を許可
	1874(M7).11.25	司法省上申、小野義真を拘留した旨
	1874(M7).11.29	司法省上申、小野義真病氣に付、拘留を解き他出・面会禁止とした旨
	1874(M7).12.08	司法省伺、外国負債処分一件・村井茂兵衛上納金処分の件で従四位井上馨を喚問の件
	1875(M8).03.22	従四位井上馨呼出喚問の件は、封書を以て行えという指令
	1875(M8).04.08	司法省再上申、3判事の意見をふまえ、井上馨呼出喚問の評議を求める
	1875(M8).05.09	司法卿大木喬任から太政大臣三条実美へ、東京上等裁判所を元司法省裁判所に置く上申
	1875(M8).05.15	井上馨書面尋問が不都合であれば、呼出札問は苦しからずと指令
	1875(M8).07.22	川井清蔵、口供書に捺印
	1875(M8).08.22	井上馨呼出尋問
	1875(M8).08.25	井上馨呼出尋問
	1875(M8).08.27	井上馨呼出尋問
	1875(M8).09.30	井上馨呼出尋問終了
	1875(M8).10.20	北代正臣・井上馨・川村遼が口供書に捺印
	1875(M8).10.30	司法省上申、北代正臣・井上馨・岡本健三郎・渋沢栄一への適律の件
	1875(M8).11.08	北代正臣・井上馨・岡本健三郎・渋沢栄一らへの適律は上請ノ通り
	1875(M8).11.08	司法省伺、村井茂兵衛へ2万5000円還付に付、大蔵省へ達する件
	1875(M8).11.29	太政大臣三条実美、司法省・大蔵省へ旧盛岡藩藩債処分一件の関係書類提出を指令
	1875(M8).11.30	司法省、旧盛岡藩藩債処分一件書類を提出
	1875(M8).12.04	大蔵省、旧盛岡藩負債処分一件関係書類を提出
	1875(M8).12.24	太政官、大蔵省へ村井茂兵衛へ2万5000円還付の取計を指令
	1875(M8).12.26	川村遼・北代正臣・井上馨・小野義真・岡本健三郎・渋沢栄一等関係者へ判決を言い渡す
	1875(M8).12.27	井上馨、元老院議員に就任
	1876(M9).01.20	大蔵省伺、2万5000円追徴金支出の件
	1876(M9).02.02	村井茂兵衛後見沢田忠兵衛、旧盛岡藩再立前貸借調・旧盛岡藩再立後貸上調を国債寮へ提出
	1876(M9).03.17	大蔵省上申、追徴金2万5000円を司法省東京上等裁判所へ「回金」する旨取計の件
	1876(M9).03.25	太政官正院、村井茂兵衛へ2万5000円還付を決裁
	1876(M9).05.	新公債証書及び利息金共に、地方庁より村井茂兵衛へ還付
	1877(M10).09.19	村井茂兵衛総代理人沢田忠兵衛、尾去沢銅山附属品類買上差引不足金下げ渡し願を提出
	1878(M11).07.05	大蔵省伺、銅山附属品買上差引不足金請求は難問届、銅代売上差引残金5367円50銭支払の件
	1878(M11).08.10	太政官正院、前月7月5日の大蔵省伺を承認・決裁
	1879(M12).04.29	5代目村井茂兵衛、東京上等裁判所へ出訴
	1894(M27).05.04	5代目村井茂兵衛、衆議院議長楠本正隆へ銅山不当処分に関する請願書を提出
	1897(M30).02.14	5代目村井茂兵衛、衆議院議長鳩山和夫へ藩債処分違算金下付の請願書を提出

1 尾去沢銅山

尾去沢銅山は、現在の秋田県鹿角市尾去沢にあった銅山であるが、閉山後の現在は史跡として保存されている。しかし、尾去沢銅山は、初めから銅山として発見されていたのではなく、残っている記録の上では、慶長年間に金鉱として発見され、次いで寛文年間に銅を採掘するに至った鉱山であった。

尾去沢の地をめぐる南部家と佐竹家が江戸時代初期まで争っていたが、この地が南部藩領と確定したのは、尾去沢鉱山が金山から銅山となつてから間もなくの頃、徳川家綱・綱吉治世の延宝年間であったといわれる。

徳川幕府の鉱山開発は、伊豆・佐渡・石見などの地に見られるように、諸国の鉱山に鉱山奉行を配置し直轄事業としたが、南部家は徳川幕府倒壊まで尾去沢銅山の領有権を保持し続け、そして、明治時代を迎えるに至つた。

しかし、南部家盛岡藩は、戊辰戦争中に結成された奥羽越列藩同盟の一藩として、明治維新政府と敵対するようになった。そして、同盟の主勢力であった会津藩が新政府軍との戦いに敗れ降伏すると、同盟は破綻し、盛岡藩は、1869年1月29日（明治元年12月17日）、「朝敵」藩として盛岡から磐城国白石への転封（減封）処分を受け、その領地については、以下のような達しが出されたのである¹⁾。

南部彦太郎へ達

磐城国白石城御預被仰付別紙郷村高帳ノ通領知下賜候尚御判物ノ儀ハ
追テ太政官ヨリ御沙汰可有之事

1) 「南部藩ノ封地ヲ移シ旧領ヲ傍近諸藩ニ仮管セシム」（『太政類典』、第1編、第65巻、地方、行政区4）。

また、新政府からは、以下のようにも厳達されたという²⁾。

松平容保追討に付、至重の勅命を蒙り候処、窃(か)に両端を持し、恣に箱館守禦の番兵を引揚(げ)、官府の兵器を破毀し、剩(さ)へ、官舎を自焼し、兇暴を逞くし、今般伏罪に及ぶと雖、天下の大典に於て、其罪難被差置、依之、城地被召上、猶(ほ)出格至仁の思召を以て、家名被立下、更に十三万石下賜候間、血脈の者相選(び)、早々可願出事。

ところで、このいわゆる東北戦争の際、盛岡藩は軍資金調達に窮した結果、直営の尾去沢銅山の経営を藩の御用達村井茂兵衛に委任することにした。

村井家文書によれば、この前後を通じて村井家が藩に用立てた金は23万両の巨額に上っており、しかも、村井家にとって多年恩顧ある南部藩の危急存亡の時とあって、以下の「遣証文」が示しているように、1868年12月(慶応4年11月)、更に7万両を上納し、その見返りとして、尾去沢銅山の経営権を得たのであった³⁾。

遣証文

- 一、鹿角郡花輪通尾去沢御銅山、数百年來御手行被成候得共、此節御勝手向御差支、且大阪御蔵元出金無之ニ付、御手山御銘儀ヲ以、其方江^{手カ}一字為御任被成候条、山内氣請ニ不相拘候様取締可申事。
- 一、御銅山其方江為御任被成候付而ハ、商法御会所拝借金貳万五千兩、諸国御手宛御用途之内、拝借金六千兩都合三万五千兩其方ニ而上納

2) 白柳秀湖『日本富豪發生源・閥族財権争奪の巻』、千倉書房、1931年、18頁～19頁。

3) 『岩手県史』第7巻、1962年、426頁～427頁。なお、盛岡市ホームページ、「盛岡の先人たち」、第39回「村井茂兵衛」を参照。

可申事。

- 一、当辰十一月ヨリ申年三ケ年中働山申付候条、御礼金一ケ年壹万三千兩宛、年々七月・十二月兩度ニ相納可申事。
- 一、御山内為締御役方は迄之通被遣候事。
- 一、御山境之儀ハ是迄之通相心得可申事。
- 一、炭槓木並敷岡入用木品之儀ハ、是迄之通御銅山附御山処ヨリ為剪出可申事。
- 一、御山法之儀ハ是迄之通相心得可申事。
- 一、出銅之儀ハ、大阪・東京兩処江向、廻銅可申事。
- 一、巨細之儀ハ、御銅山御用懸り御役舎ヨリ添証文ヲ以可申付事。
- 右之通申付候条、御山内不取締無之、諸働之者迷惑不相成候様、出銅之儀ハ何分斤高二至候様丹精可申、非道私曲之儀於有之八年数中ニ而茂証文可取上者也。

慶応四年辰十一月

明治元

在東京 隆之進 日時

主 水 南部

讚 岐 毛馬内

式 部 三戸

正 路 安宅

在東京 伊 予 南部

鍵屋茂兵衛へ

この「遣証文」によれば、「商法御会所」の借用料が2万5000兩、「諸国御手宛御用途」の内6000兩、それに3か年間の「御礼金」が毎年1万3000兩で3万9000兩の合計7万兩で、村井茂兵衛は、尾去沢銅山の経営権を譲渡されたのであった。

しかし、尾去沢銅山は、1869年1月（明治元年12月）の盛岡藩の朝敵藩処分による減封により、維新政府の直轄地となり、1869年1月19日（明治

元年12月7日)、盛岡県が支配することとなった。

そのため、村井茂兵衛は、改めて維新政府の鉱山司から尾去沢銅山の稼ぎ方を命じられる⁴⁾。すなわち、盛岡県から、1869年7月(明治2年6月)、以下の指令を受けたのであった⁵⁾。

今般歎願ノ趣モ有之候間、已前ノ達ヲ以テ、当巳年ヨリ来ル酉年迄六ヶ年ノ間、御任相成候条、依之年々為冥加金壹万三千両ヅツ七月・十二月二季ニ金上納、御銅山諸事前々定之通取行、不取締ノ義無之、諸働ノ者共迷惑筋不相成様、製銅出産御益増ノ義可為専務候。且非常私曲ノ義有之ニ於テハ、年限中ニテモ免許差上可申也。

この指令により、尾去沢銅山の経営権は、1869年(明治2年)から1873年(明治6年)までの6か年間、引き続き村井茂兵衛が掌握することになったのである。

しかし、版籍奉還により尾去沢銅山のある旧盛岡藩領鹿角郡は、1869年12月30日(明治2年11月28日)、新設の江刺県に編入されることになった。維新政府は、尾去沢銅山の官業経営を図るため、1870年1月(明治2年12月)、大学大助教大島高任(旧南部藩士)を民部省鉱山司権正に任命し、「民部省鉱山司出張所」を盛岡の鍵屋茂兵衛宅に置いた⁶⁾。

そして、大島高任を駐在させ、小坂銀山と尾去沢銅山の調査を命じた。

4) 維新政府は、1868年3月(慶応4年2月)、「大阪銅会所」を開設し、同年5月(同年4月)、「諸国出銅ハ勿論、古銅・地銅ニ至迄、右会所へ屹度可相廻候事」との布令を出し(前掲、『岩手県史』第7巻、429頁)、全国各地産出の銅を、この大阪銅会所に集積する政策を打ち出した。その後、大阪銅会所は、1868年9月(慶応4年7月)、「鉱山局」と改称、更に1869年1月(明治元年12月)、鉱山局を「鉱山司」と改称した。

5) 井上馨侯伝記編纂会『世外井上公伝』、第2巻、内外書籍株式会社、1933年、56頁～57頁。

6) 前掲、『岩手県史』第7巻、433頁。

大島高任は、1870年5月（明治3年4月）、「尾去沢銅山之義見込伺書」という上申書を提出した⁷⁾。そこでは、尾去沢銅山の製銅法が旧式であり、その改善には莫大な資金が必要であるとし、「銅山器械製作全備ニ至候迄当分之内従前之稼人江是迄之通稼方為任置山税御取立被成候方可然義と奉存候」と述べられている。すなわち、新設備が整うまで当分の間は、盛岡藩から尾去沢銅山を請け負っていた村井茂兵衛に継続してその経営を任せ、江刺県にその取締を委任するべきであると上申した。1870年9月（明治3年8月）、当時の民部大丞であった井上馨も尾去沢へ調査のために出張し、その結果、1871年1月（明治3年12月）、大島高任の上申通り、尾去沢銅山は村井茂兵衛が引き続き経営を請け負い、以下のように、江刺県がこれを取り締まることになった⁸⁾。

江刺県

其県管内尾去沢銅山当分其県へ委任候条万端取締可致候年分出銅高之儀ハ四季ニ取調書取ヲ以民部省へ可差出事

但先般民部省ヨリ相達候趣モ有之候処御詮議之次第有之更ニ相達候事

2 村井茂兵衛

村井家の先祖は紀州出身で、1602年（慶長7年）、奥州の南部領三戸に来て、1717年（享保2年）、その居を三戸から盛岡紺屋町1丁目に移し、屋号を鍵屋と称した。当主は茂右衛門と称したが、後に代々茂兵衛と名乗るようになった。幕末維新期の茂兵衛は4代目で、本名は京助であった。

京助については、以下のようにまとめられている。長文であるが見てみよう⁹⁾。

7) 大島信義『大島高任行実』、三秀社、1938年、682頁～683頁。

8) 石井良助編『太政官日誌』第4巻、東京堂出版、1980年、339頁～340頁。

村井京助の家は、盛岡城下に於て呉服太物の卸問屋を業とし、商号を鍵屋と称し世々茂兵衛の名を襲へり、中興快助の代に至り、文政四年五月十一日、一男を挙げ京助と命名せり。此の京助は実に此の家系に於て特に傑出せる人物として世に知らる。

父快助は、盛岡の商賈和田屋宮川善助の子にて、村井家に養子となりしものなるが、志望遠大、経綸の才に富みたるを以て藩主の抜擢に遇ひ、遂に営業を支配人に任せ藩に出仕し累進して禄三百石を食めり。

京助人と為り剛毅にして胆力あり、識見超邁、交る所当代の名士なりき。壮年、小姓に挙げられ、次て勘定役に転じ、又厨川通代官に任ぜられしも、禄仕は素より其の志にあらざるを以て幾くもなく職を退き、専心家業に従事し、大に産を興せり。由来、尊皇の志厚く、勤王の志士と深交ありしも、佐幕派の優勢なりし環境に身を置きたるを以て勉めて其の交遊の内情経緯の堙滅を計り、踪跡を暗まし居りたるは言を俟たず。

彼の嘉永に於ける盛岡藩の継嗣事件に際し、京助は所謂正義派に与みして、大に同志を激励する所ありたり。而も其の計図敗れて反対派が志を得るに及び、正義を主唱せる藩の侍医江幡春庵をはじめ、同志の士皆処罰せられたるが、当時世の志士概ね正義派に共鳴するもの多かりき。夫の吉田松蔭の若き、殊に春庵一派の志成らざるを遺憾とし、東北巡遊に際し其の盛岡に入るや先づ京助を訪ふ。京助喜び迎えて款談時を移せり。而して石丁の旅舎に一宿し、翌日正義派の同志一同の責を一身に負ひて獄死せる春庵の遺族を城東山蔭に訪ひて、懇に之れを慰問し、且つ春庵の遺骸を仮葬せる材木町裏の天福院に詣りて之れを吊慰する等、其熱誠、人をして感激せしむるものあり。尚長途の旅行に疲労せるにも関せず、本事件に坐して謹慎中なる同志の諸士を歴

9) 上飯坂直美編『隠れたる幕末志士盛岡城下の一富豪 村井京助の傳（通称鍵屋茂兵衛）』、盛岡市史蹟研究会、非売品、1938年。

訪したるも、皆藩庁に遠慮する所ありて面会せしもの京助の外終に一人も之なく、遺憾を抱いて空しく盛岡を去れり。

其の後、京助、一日、罹病受診を装ひて禁錮中なる同志の一人にて春庵門下の医師浅石市太郎を獄舎に訪ひ会談せしことが、終に藩庁の探知する所となり、「不調法至極」の廉を以て人元預け逼塞の処分に遭ふ。是に於て、京助父の喪に会するも葬送の儀に列する能はず、嗣子東一郎をして家を襲がしむるの已むなきに至る。斯くて文久末年に至り藩の財政愈々窮迫に至りしかば、藩庁に於て兼て京助の有為の人物なるを知れるを以て之れを起用して其の打開を企画せしむる所あり、而して慶応三年十月京助に対し「御遣方有之家主申付」云々の命あり。是に於て京助はじめて表面上も村井家を相続することを得たり、依て居を大阪に構へ、奈良宮司等同志と協力して専ら京阪地方と藩との間の金融の円滑に勉め、以て藩の財政整理に尽す所頗る大なるものありたり。

在阪中、藩の勤王志士にて曾て深交ある目時隆之進、中島源蔵等の来阪に遭ひ、藩の前途に関し共に相謀る所あり且つ前に述べたる宮司は、藩に於ける勤王志士の先輩にして、経世の巨材たるのみならず、京助とは兼て昵懇の間柄にて肝胆相照す所ありたるを以て、密書の往復絶えず、且つ宮司を介して密に志士に金品を提供し、以て其の志を成さしむるに勉めたり。

或夜深更、目時等窃に京助の寓を訪ひ、貳百金の借用を求む、其の用途は之れを官軍に納れて盛岡藩が朝敵の汚名を蒙らざらんことを企図せるにありき。京助其の意を諒して直ちに首肯す。目時曰く、幸に志望成就せば必ず酬ゆる所あるべし、一札を入れ置かんと。京助撫然として曰く、此の大事を決行するに方り一命の全きを得らるゝものとするか、一札を入れて必ず酬ゆる所あらんなどゝは何事ぞと。目時復言無し。京助又曰く、但た餞別の寸志として餅片を呈せんのみとて、四個の紙包を出して之れを手交す。即ち之れ五十両包なり。当時官軍

は、大阪東本願寺に在營せしが、京助乃ち目時等の脱走を幫助し、三条通なる長藩の下屋敷某の家に潜伏せしめて避難計画する所ありしめたり。而して目時等の斡旋幸に其の功を奏し、盛岡藩が朝敵の汚名を免れて勤王側に列せらるゝを得るに至りしかば、目時等京助に対し大に感謝する所ありたり。然るに幾くもなく復た藩の要路に佐幕派の擡頭し其の勢力頗る熾にして当るべからず、今や復一藩の方向を転換せしむべき方策なく、万事茲に休し、目時等遂に憤死せざるを得ざるに至りしは痛嘆に堪へず、此に至り京助は勤王志士の長老宮司をはじめ、東次郎等少壮有為の士を援助し、藩の善後策に関し大に斡旋する所ありたり。然るに此等の消息は、独り宮司の嗣子真令及び京助の後嗣直三郎（大阪呉服太物問屋山本屋中村久兵衛の二弟）其の支配人沢田忠兵衛等のみ能く知る所にして、未だその世に顕れざるは遺憾なり。而して真令及び忠兵衛等疾く已に世を去り、直三郎亦昭和六年遠逝し、終に其の事実の堙滅に帰せんとす。仍て三人に聞く所の梗概を録して郷土史家の参考に資せんとす。

さて我が盛岡藩が維新の事変により白石に転封せられたるが幾くもなく其の赦免を得て盛岡に復歸するに当り、御冥加献金七十万両調達に依る外国人債務に関し、藩より京助に対し左の如き令達あり。「高知藩商社並に英商オールド弁金の義に付ては為国家其方家産傾け候ても尽力可致右功劳之儀は無遺失後來引立可遣候」云々、而して其の際、保証並に担保に提供したる其の所有の尾去沢鉦山は、後年官に於て各藩の藩債（従來の貸上金）並に外人関係債務整理に当り強制取上げの処分を敢てしたるを以て、明治維新史上逸すべからざる所謂尾去沢銅山疑獄事件を惹起し、為めに京助自家傾産の已むなきに至る。而して京助の此の紛争未解決の中に病を獲て、五十三歳を一期として大阪に於て没したるは、誠に痛恨の至りと云ふべし。時に明治六年五月二十三日なり。法名を建寿院釋秀運と云ひ大阪安堂寺橋通なる円明寺に建碑せしも、遺骨は盛岡北山なる浄土真宗本派本願寺派北峯山願教

寺に在る累代の塋域に納む。

聞く所に依れば京助の病症は胃潰瘍にて、病勢漸く進み食物摂取困難となりしかば、終に某病院に入りて治療を受けたり。当時病院と云ふも名のみにして、設備甚だ不完全にて、殊に京助の入りたる病院の如きは、西本願寺の一隅を充用したるものなれば、其の不備なる知るべし。最も院長は西洋人なりしと雖も世に名を知られたるものにあらず斯くて入院治療を受けること三週日に及ぶも、毫も効験なく漸次衰弱の加はるのみなれば、京助以為らく此の鬱陶しき寺に於て死するは快からず家に帰りて瞑せんと駕籠を命じ病院より帰宅の途次、日頃我が家に入出せる当時大阪に於ける一流の茶具商山口仙助が数寄を凝せる茶室を有するを以て、之れに立寄り数寄屋に入りて夫れとなく名残りの茶事を試み、懇に挨拶をなして辞し去る。其の後、自宅に於て数日に渉り知友を交る々々招きて茶筵会席の催しを為し其衰弱せる身を家人に助けられ出て、先づ永別の挨拶を為し、而して親ら炉前に坐して茶事を行ふ。其の態度の沈着挙措の悠揚、死に直面し居る人とは思はれざりしと云ふ。亦以て其の人と為りの一端を推知するに足るものあり。斯くて知己招請永別の筵も数日を以て終了せしかば、暫く褥上に仰臥して疲労を休養したる後、五女登美をして紙を展べしめ辞世の一首を書す。

夢とのみ聞きし浮世も今更に

死ぬるばかりはまことなりけり

書し了り筆を投じて眠るが如く大往生を遂げたりと云ふ。

因に云ふ。登美女は東京市品川区大井元芝に本邸を構へる加瀬家に嫁し、今茲戊寅八十二歳の高寿にて尚矍鑠たり其の大阪にありて父の病を看護せるは十七歳の時なりと云へば、能く当時の事柄を記憶せり。京助の肖像は明治十年川端玉章に囑して作らしめたるものあり是れ京助五十歳の時大阪に於て撮りたる写真に依り、玉章が油絵に写せるものにて、玉章の油絵は恐らく唯一無二の珍品なるべし。聞く此の油絵

は頃者鍵屋より之れを東京帝室博物館に納めしよし。

尚、京助没後の尾去沢銅山事件は、京助の後嗣直三郎（襲名茂兵衛）及び支配人沢田忠兵衛等十余年に渉る係争となり後年、第六議會、次て第拾議會に請願し、衆議院に於て採択する所となりたるにも関せず、政府の容るゝ所とならず遂に有耶無耶の間に葬られたるは、識者亦遺憾とする所なり。其等事件の顛末は左の諸書を一閱せば思半に過ぐるものあらん

尾去沢銅山事件の被害者である村井京助こと4代目村井茂兵衛は、1821年6月10日（文政4年5月11日）、父・快助（2代目村井茂兵衛）の長男として誕生する。父・快助は、1809年（文化6年）に苗字帯刀、1816年（文化13年）に盛岡藩の御用達となり、1840年代後半に300石の士分となった。士分としての名義は村井茂右衛門といい、営業関係では鍵屋茂兵衛を名乗っていた¹⁰⁾。

京助は、長じて藩に出仕し勘定役や代官を歴任するも、勤王の志厚く、勤王派（正義派）の志士たちと交遊する。

しかし、来遊した吉田松陰が盛岡で会談したのは、村井茂兵衛唯一人であったというように、情勢は変わった。藩政で優勢となった佐幕派が正義派を弾圧する中、村井茂兵衛も正義派を援助した科で、1854年（安政元年）、「逼塞」の処分を受け、そのため父の葬儀にも参列できず、子の東一郎が3代目村井茂兵衛として家督を継ぐに至る。村井京助が4代目村井茂兵衛となるのは、東一郎の死後の1867年（慶応3年）秋であった。

1868年1月（明治元年12月）、「朝敵」として磐城国白石への転封処分を受けた盛岡藩であったが、1869年8月29日（明治2年7月22日）、盛岡への復帰命令を受ける¹¹⁾。

10) 前掲、『岩手県史』第7巻、428頁。なお、引用文中では300石とあるが、『岩手県史』では、200石とある。

11) 「南部利恭ノ封ヲ盛岡ニ復シ金円ヲ献納セシム」（『太政類典』、第1編、第

白石藩知事南部利恭へ達

今般格別之御詮議ヲ以テ改テ盛岡へ復歸金七拾万兩獻納被仰付候事

南部盛岡藩知事へ達

先般金七拾万兩獻納被仰付追々及獻納候処今度御詮議ノ筋有之右殘金
不及獻納旨被仰出候事 官三年四月二十五日

そして、この南部家白石藩の盛岡復歸に伴う獻納金処理問題が契機となつて、村井茂兵衛は、尾去沢銅山事件の渦中の人となるのであった。

3 獻納金調達のための外債問題

南部家白石藩は旧領の盛岡への復歸と同時に、維新政府より70万兩の獻納を命じられた。戊辰戦争関係の多大な出費で窮迫していた藩財政にとって、この獻納金調達には甚だ苦慮・困却することとなった。

盛岡藩会計輔務（旧勘定奉行）は、以下のように上申している¹²⁾。

此度盛岡表江御復歸、獻金七拾万兩被為蒙仰候旨被仰出、正路殿・丹後殿・楽眠殿御席ニ而、正路殿御達ニハ大金之儀候得共、御上納ニ至候得者、御本領御安堵上下一統安心此上モナキ事ニテ、東京・西京ニ於テモ御金配御取尽中ニ候間、心付銘々可申出旨御達ニ御座候。依之、積年御難渋之上、昨年来御入費莫大ニ而、上下一統困弊切迫候得バ、何ヲ以御金配之見詰無之旨申上候処、御家中俸禄ハ三箇年中御借上、其外家具家財迄為差上候ハ一方之御金配、次ニハ御旧領山海共、御任相成候御模様ニ候得バ、銅山ヲ始トシテ一廉之御金配ニ至可申、御不足之所ハ其向歎願御取尽方モ可有之趣トモ被仰含候。隨而相考候得

183卷，理財，雜2)。

12) 前掲、『岩手県史』第7卷，436頁。

バ、差当り御用立可相成心付無之旨申上候。然ル所横田季之進罷下リ盛岡藩知事被為蒙仰、其向探索之様子柄山海除南通ニ而拾参万石御割渡之趣承知仕候得ハ、前段御内達銅山始メ山海之引当行届不申、御米而已相成候処、御沙汰通右御割渡高之十ケ一被下相成候ハ、少分之御取納ヲ以七拾万金御償ト申儀、猶更難相及奉存候。此上在町江御頼被成候而ハ活業之道取失可申、又俸禄三ケ年中御借上被成候儀無覚束、終ニハ困弊ニ差迫候而ハ、御職掌ニ差障候程モ難計、且又御家中有丈之家具家財御引上ケ被成候トモ、金高ニ可相成見詰更ニ無御座恐入奉存候。依之東京・西京御国元におゐてモ、御金配筋被為在候ハ、取詰被仰上後難無之様御取計被成候方ニ可有御座相談仕候。此段申上候。

八月 (明治二年)

会計輔務

70万両献納の用立ては容易ではなく、盛岡藩財政の窮状がよくわかる上申である。

幕末における全国275藩の内国負債額は3486万4582円余、また、34藩の外国負債額は280万1306円余といわれているが¹³⁾、盛岡藩も内債に加えてその外債は34藩中最大といわれている。盛岡藩にとって、この70万両献納問題は重くのしかかってくることになった。

そこで、この70万両を捻出するため、盛岡藩東京詰め勘定奉行山辺隣助は、大阪蔵屋敷詰め勘定奉行の同藩大属川井清蔵にその金策を命じた。『世外井上公伝』には、次のように記されている¹⁴⁾。

川井は阪地の豪商間に奔走して見たが、従来の藩の借財が高んで居るので、孰も談が纏まらず、八月に至り終に英商オールトに談じ、米三万石と龜銅及び生絲とを引当に、洋銀一四万弍千円を借入れ、外に

13) 前掲、『世外井上公伝』第2巻、40頁。

14) 同上、45頁。

代価八万八千円で汽船一隻，四万八千五百円で小銃二千五百挺を延払で買入れることに約定した。然るに東京重役等に報告すると，外国からの負債で献金に充てるといふのは宜しくないから，これは破談すべきであると達せられたので，川井等は非常に迷惑を感じた。その訳は，若しこの約に違ふやうな事があれば，罰金として金五万両を英商に払はねばならぬ事に為つてゐたからである。そこで川井は一策を立て，右金を借入れ，それで汽船を運転し，違約金を払ふだけの金利を産み出す仕法として商法を営むことにし，既に藩庁へも諒解を得て，藩名に拘らず営業することとした。同年十月に藩は村井に右洋銀を日本金に直して拾貳万四千四百二十七兩貳歩，月壹分七厘五毛の利子附で預けることと為つた。

すなわち，川井清蔵は，大阪豪商の間を奔走したが「阪地豪商共ニ於而茂，既ニ同藩江従来貸金夥多有之，示談行兼」というように¹⁵⁾，既に盛岡藩への貸金が夥しいので借財申し入れに応ずるものがなかった。それで，英商オールドから洋銀14万2千枚を借り入れて¹⁶⁾，献納金の一部を用立てようとしたが，藩の東京重役から外国人からの借金を以て献納金に充てるのは不可であり，破談にせよとの指令を受けた。破談の場合の違約金は5万両となっていたため，川井は借入金で汽船を運用し，その営業の金利で違約金を調達する方策を考え，藩庁の了解も取りつけて，日本金で12万4427兩2歩を，月1歩7厘5毛の利子で村井茂兵衛に貸付け営業させることにしたのであった。

ところが，川井が独断専行で英商から借金をしたものであったため，

15) 前掲，『岩手県史』第7巻，439頁。

16) この頃，メキシコ・アメリカ・香港などで鑄造された1ドル銀貨を称して「洋銀」といった。なお，高橋秀悦「幕末・横浜洋銀相場の経済学——『海舟日記』に見る『忘れられた元日銀総裁』富田鐵之助（3）——」（『東北学院大学経済学論集』，第184号，2015年）を参照。

1870年3月(明治3年2月)、大蔵省の不審を招くことになる。

大蔵省から不審を抱かれた川井清蔵は、疑惑を糊塗するため、村井茂兵衛を債務者とする空證書二通を作成し、1870年3月15日(明治3年2月14日)、村井茂兵衛へこの空證書への調印を求める次のような一札を入れるに至った¹⁷⁾。

證書

蒸気船壱艘代八万八千枚

洋銀拾四万貳千枚、英人オールドえ取組、船買入、洋銀借用之處、其筋ヨリ尋問有之候ニ付、前書約書貳枚、且空證書御調印御頼申候。全ク御国御用之義ニ候得共、一時之弁用之為、空證書へ御調印御頼申候義ニ御座候間、右ニ付少シモ御迷惑相掛申間敷候。追々空證文御戻シ申候迄、為念一札差入申候。以上。

午二月十四日

川井清蔵印

村井茂兵衛としては、自分が実際に借りてもない借金の債務者となるのは、川井清蔵の懇請によるものとはいえ、盛岡藩とのこれまでの親密な関係を考えればやむなく承諾しなければならないものであったといえるであろう。

空証書は二通作成され、孰れも村井茂兵衛からオールド商会宛のもので川井清蔵の奥書がある借用証書なのであった¹⁸⁾。

条約證書(その1)

- 一、銅并生糸、其外産物仕入方為要用、洋銀拾四万貳千枚、此利足一ヶ月壱歩半相立、来午三月限り返済可致約定ニテ借請申候処相違無

17) 前掲、『世外井上公伝』第2巻、49頁。

18) 同上、46頁～49頁。

之候，右期限国元ヨリ諸産物相回り候之内，於其商社望之品有之候ハバ，時之相場ヲ以，右借用金之内へ御引去可被成候。若相場相調兼候節者，市中ニテ売払返納可致候。左候時ハ右利足之外，借用銀高之貳分半，其商社え為口錢相納可申候。

- 一、其商社所持之船号カスソン蒸気船，当港回著之上者，善悪見分之上，製造申分無之候ハバ，至当之代価相立，買受可申候。若，右船見分之上，氣ニ入不申節ハ，外蒸気船壹艘，買受可申義ヲ約定致置候
- 一、右借用洋銀受取方之義ハ，来ル十二日五万枚，同十九日九万貳千枚，相受取可申約定ニ有之候。

右之通条約取結候処相違無之候。若万一及破談候節ハ，為過怠銀洋銀^(五)貳万枚，不破者え相渡可申，約定致置候上ハ於当方違乱無之候。依而證書如件。

明治二巳年八月九日

盛岡 村井茂兵衛印

英国 オールト商会

前書之通，承届相違無之候。若違約等有之候節ハ，其許え迷惑相成不申様急度取捌可申候。依而奥印致置候。以上。

条約證書（その2）

- 一、当巳八月九日，其商社え仮条約致候蒸気船，此見分相済，左之通相極候。

一カスソン船 壹艘

但，附属品々，其商社ヨリ被差出候英文并和解之通

代価洋銀八万八千枚

右代金払方之義ハ，来ル巳十二月限り，聊無相違相払可申候。右代金皆済之上，蒸気船竝附属之品々相改，請取可申候。其節不足之品等有之節ハ，至当之代金御償可被成候。尤洋銀相調兼候節者，壹歩銀亦ハ金札ヲ以テ洋銀時之相場ニ相立，相払可申候。且又右船代皆済相成候

迄、当十月朔日ヨリ諸雜費千三百六拾枚、竝船請負九百枚ノ式千式百六拾枚相払可申候。左候上者、右代価払入中タリトモ、諸運送之運賃者此方へ御渡可相成候。右之通取極候義相違無之候。依而證書如件。

明治二巳年九月廿八日

盛岡 邨井茂兵衛

英国 オールト商社

前書之通承届候。若払方等遅滞有之候節ハ、当方ヨリ相揃、其許へ迷惑之義相掛ケ申間敷候。依而奥印致シ置候。以上。

盛岡藩 川井清蔵

そして、1870年3月15日(明治3年2月14日)、村井茂兵衛は、川井清蔵の依頼に応え、英商オールトとの間で「明治二年八月九日付」の「条約証書」を交わすに至ったのである¹⁹⁾。

しかし、この川井の偽装工作は直ちに露見し、1870年7月(明治3年6月)、川井は民部省へ召喚され、川井は50日、邨井は40日の押込処分を受けるに至った²⁰⁾。

更に、川井清蔵は、司法省の尾去沢銅山事件調査により、上記に関連した余罪が発覚し、1874(明治7)年5月18日、司法省裁判所から、以下のような判決を申し渡されるのであった²¹⁾。

大阪府士族 川井清蔵

其方儀旧盛岡藩被廢後外債金高十分ノ一旧知事南部家ニ於テ償却ノ指令可相成トノ憶度ヨリ右返済補助ニ備フ可ト金一万五千円余ノ空證書取拵へ公債ニ書出ス科改定律例第四百四十七条ニ依リ禁錮一年申付ル
但同藩坂邸留守居役又ハ権少参事統テ同県大属奉職中数度外国貨幣ヲ借入レ或ハ物品ヲ買入レ又ハ産物商社ヲ取建ル科ハ違令ニ問ヒ藩

19) 前掲、白柳秀湖『日本富豪発生学 閥族財権争奪の巻』、31頁。

20) 前掲、『世外井上公伝』第2巻、50頁。

21) 『司法省日誌』、明治7年、第148号。

債ヲ自債ト詐ル科ハ本律ノ輕ニ擬シ庚午七月民部省ニ於テ処刑ノ禁
銅日数ヲ引去り贖ヲ聽シ九十九商社ヘ引当ニ書入有之蒸気船ヲ大參
事東次郎儀再大蔵省ヘ引当ニ書上ル後二重引当ニ乍心付其俣打過ル
応科ハ申不申律ニ依リ自己ノ儲金ヲ以テ藩用ニ立換ヘ有之ヲ藩債調
ノ際商人辻弘藏外一人ヨリ貸上金ノ体ニ證書取拵ヘ書出ス科ハ不応
為重ニ問ヒ孰レモ本罪ヨリ輕キニ依リ論セス

改定律例第147条とあるのは誤りで正しくは第247条である。改定律例「詐欺律」の第247条の規定は「対詔上書詐不以実条例」（凡対詔，及奏事，上書ヲ除ク外，上ニ告ルニ，詐テ実ヲ以テセサル者ハ，懲役一年，事情輕キ者ハ，懲役八十日）というもので，川井清蔵は禁銅1年に処せられることになったのである²²⁾。

「違令」とは改定律例の「違令条例」第288条のことで，その規定は「凡式ニ違フ者ハ，懲役二十日，輕キ者ハ，一等ヲ減ス」というものである²³⁾。

川井清蔵は藩債を自債と詐ったのであるが，すでに禁銅に処せられているので，贖罪金を課さねばならない²⁴⁾，また，「不応為重」の科とは，新律綱領の「不応為」の罪のことで，「凡律令ニ正条ナシト雖モ，情理ニ於テ，為スヲ得^レ応カラサルノ事ヲ為ス者ハ，笞三十，事理重キ者ハ，杖七十」（杖は改定律例で懲役に改められ，杖70は懲役70日となった）という規定で懲役70日に処すべきであるが²⁵⁾，いずれの罪も本罪である改定律例第247条「対詔上書詐不以実条例」の罪よりも軽いので，それらについては問わないこ

22) 小野清一郎編『刑事法規集』，第1巻，日本評論社，1944年，103頁。

23) 同上，107頁。なお，後藤武秀「新律綱領「違令」条，改定律例「違式」条および「違制」条の一考察」（東洋大学法学会『東洋法学』，第35巻，第2号，1992年）を参照。

24) 同上，28頁。

25) 同上，55頁。

とにされたのであった。

4 旧盛岡藩のオールト商会関係外債の処理

1870年8月(明治3年7月)、盛岡藩知事南部利恭は、太政官政府へ、以下のような上表を提出した²⁶⁾。

南部盛岡藩知事上表 弁官宛

臣利恭謹上言臣嚮ニ敢テ愚陋ヲ不計伏シテ宇内ノ形勢ヲ推考シ深ク天地ノ公道ニ基キ審ニ管下ノ与論ヲ悉クシ臣カ知事職御免被成下一藩ニテモ従前ノ弊習ヲ先除シ前途真成郡県ノ実績被為挙度旨奉歎願候処如何ノ御詮議ニ可有之哉難被及御沙汰旨被仰付臣及ヒ一藩ノ士庶聖意ノ所在ヲ不知驚惑趨趨ノ至ニ不堪恭シク惟フニ乾運新開皇威煥發国内侯伯其私有ノ土地人民ヲ奉還シ大ニ七百年來糊塗模稜ノ面目ヲ改ム其名ヲ正シテ其實ヲ責メハ其勢宜ク海外各国ト昇峙併立スル掌ヲ反スルカ如クナルヘシ而シテ国内諸侯兵制ノ異ナル未タ之ヲ一括スルニ及ハス刑政ノ支離スル未タ之ヲ一統スルニ及ハス財度庶務ノ紛紜ナル未タ之ヲ一致スルニ及ハス藩々各政教兵刑ノ制アリテ彼此事情ノ相通セサル貨財庶物ノ平均ナラサル未タ之ヲ疏通シ之ヲ均一スルニ及ハス伏シテ惟フニ聖上ト二三大臣ト汲々治ヲ求ムル不及ルカ如シ然ルニ国内諸藩左顧右望一人ノ進テ宏業ヲ賛翔シ聖意ニ副フ者ナキハ蓋シ其名既ニ正シト雖トモ其實速ニ挙リ難キカ抑亦聖朝之ヲ待甚厚シテ之ヲ責ル甚寛ナルニ過ルカ臣甚之ニ惑フ夫此之如シ其海外各国ト昇峙併立スルヲ望ム又何日ヲ期センヤ故ニ願クハ急々臣カ前願ヲ允シ速ニ知事職御免被成下一藩ニテモ親シク聖朝ノ徳沢ニ浴セシメ天下ヲシテ聖意ノ所在

26) 「盛岡藩ヲ廢シ盛岡県ヲ置ク」(『太政類典』, 第1編, 第62巻, 地方, 行政区1)。

ヲ知ラシメン事ヲ臣万死不悔感激懇篤ノ至ニ不堪臣利恭頓首再拜白

この南部利恭による再度の盛岡藩知事辞職願は、「朝敵」の汚名を雪ぐ意図からなされたものであることが窺える。維新政府は「献言ノ趣至誠ノ衷情神妙」であるとして、1870年8月6日（明治3年7月10日）、南部利恭の本官を免じるとともに、盛岡藩を廃して盛岡県を置くことにしたのであった²⁷⁾。

これにより、川井清蔵による英商オールドからの借金はどうなったであろうか。

オールドからの返済催促がなされるに及んで、盛岡県は民部省の指令を受け、県吏の萩原大属・堀内権大属の連署で、1870年10月9日（明治3年9月15日）、オールドへ新たに更正証書を差入れた。すなわち、その内容は、1870年9月30日（明治3年9月6日）までの元利合計洋銀26万1796枚7合5勺を月賦にして、6万5796枚7合5勺を1870年12月（明治3年閏10月）に、6万6000枚を1871年2月（明治3年12月）に、6万5000枚を1871年4月と5月（明治4年2月と3月）に、各2分の利息付で、支払うというものであった²⁸⁾。

然るに最初の返済期限1870年12月（明治3年閏10月）が迫ってきても、川井清蔵による金策は都合がつかず、そのため、盛岡県から村井茂兵衛に談じ、同人請負の尾去沢銅山の出銅見込書・汽船通商丸（購入したカスソン号）・小銃代価等を引当に、盛岡県は15万両の拝借を太政官政府に願い出て、1870年12月と1871年2月（明治3年閏10月と12月）の両度にかけて15万両を貸し渡されたのである。

そして、1871年6月（明治4年4月）、この15万両と、蘭5番ハンテルダックへ支払う小銃代価5万ドル等を合わせて、総計洋銀20万9475ドルを、横

27) 同上。

28) 前掲、『世外井上公伝』第2巻、50頁。

浜の商人高島嘉右衛門に預け入れ、オールトへ払い込ませることとした。

しかし、その後、高島嘉右衛門へは送金もされず、したがって、オールトへの入金もないため、オールトは太政官政府を相手取り公訴に及ぶこととなった。オールト関係の外債は、32万2569ドル余であったが、その中20万7283ドル余は既に入金済みであったので、差引11万5286ドル余が政府の弁償金残高となる計算であった²⁹⁾。

そこで、政府は1871年11月（4年10月）に協議の末、元利とも残高11万5202ドル27セントを外務省からオールトに弁償して、旧盛岡藩・村井茂兵衛と英商オールトとの貸借関係は終了したのであった³⁰⁾。

ここで、維新政府と村井茂兵衛との間で、新たに貸借関係が生じてくることになるのであった。

盛岡藩のその他の外債は複数あるが、以下、李人ライスヘンケイ関係の外債について、見てみよう。

前記のように、オールトとの約定（その1）では、「国元ヨリ諸産物相回り候之内、於其商社望之品有之候ハバ、時之相場ヲ以、右借入金之内へ御引去可被成候。若相場相調兼候節者、市中ニテ売払返納可致候」と取り決めていた。そして、盛岡藩とオールト商会との間での約束では、現米3万石を売り渡すことになっていたが、しかし、米の不作から米価が日増しに騰貴し、1石6両と見込んでいた藩側の計算で、現米3万石をオールト商社へ渡すとなると、藩側の損失となるため、1石7両の相場でオールトから買い戻す示談が成立し、「間金」総計3万両をオールトへの返済金の一部として渡すこととしたのであった。ところが、オールトの側では、この3万両の内の1万5000両を高知の九十九商会に渡す積もりであった。そこで川井清蔵は、九十九商会と協議の上、この1万5000両を同商会から借用するとともに、更に同商会から小銃3600挺を延払5万900両で買入れた外、洋銀1万ドルと金1万両を上積み借用したので、盛岡藩は同商会に総

29) 前掲、『岩手県史』第7巻、465頁。

30) 前掲、『世外井上公伝』第2巻、50頁～51頁。

計8万6000両の借財を負うことになったのである³¹⁾。この借財も汽船通商丸の運用利益で支弁する積もりであったが、運用利益は挙がるどころか逆に損耗のみであったため、同商会への返済期限が来ても支払はできなかった。それで止むなく、1871年1月（明治3年12月）に、亭人ライスヘンケイに銅100万斤を引き渡す約束で、村井茂兵衛と藩史の本多が連署し、同人から洋銀10万ドルを借り入れた。しかし、このライスヘンケイからの借金も返済が滞り、公訴となったので、外務省の判断で亭国公使と交渉し、本来は私債であるが、遂に官債として、1871年11月（明治4年10月）、洋銀14万5000ドルを支払って落着いたのであった³²⁾。

このようにして、村井茂兵衛も関係している旧盛岡藩の外債は総計40万円余に上り、これらは総て維新政府が最終的に支払って処理したのである。盛岡県は維新政府から15万両の融通を受けたが、猶その返済に苦慮する有様であった。

『世外井上公伝』は、次のように断じている³³⁾。

盛岡藩は諸藩中で実に随一の外債を負つたものであつた。これも畢竟川井等が村井その他を欺いて證書に調印させ、会計の実際は自己の手に取り一切他の容喙を許さず、数十万円を塵芥の如く濫費したのに因るものである。

5 村井茂兵衛の債務

ところで、川井清蔵は、1869年9月（明治2年8月）、英商オールトから洋銀14万2千枚を借り入れ、同年11月（同年10月）、日本金で12万4427両2歩を、月1歩7厘5毛の利子で村井茂兵衛に貸付けた。村井茂兵衛はその

31) 同上、53頁。

32) 同上、54頁。

33) 同上、55頁。

金を各商法に振り向けていたが、直ちにこれを回収できるはずもなく、他より高利の金を借り入れるなどして藩への返納を凌いでいたが、商法も見込と異なり、夥しい損害を被り、京阪における商取引も途絶するに至った。更に1870年（明治3年）に入り、村井茂兵衛は強制的に盛岡藩産物商社の頭取に推されたため、高知九十九商会や亭人ライスヘンケイ等との取引書類にも少なからず連帯調印しなければならなかった。一方、尾去沢銅山経営も次第に不振となり、村井茂兵衛は数々の返済に苦しみ、愈々苦境に沈むこととなった。

加えて、盛岡藩は、オールト商会から残金全額の返済を督促される都度、村井茂兵衛への「貸下金」すなわち実際には村井茂兵衛からの「借入金」を少しずつ増やしていき、1870年6月（明治4年4月）には、その額は8万4000両に及んだ³⁴⁾。

しかし、盛岡県大参事東次郎から、領主の恩顧に酬いるのはこの時であると懇々説諭を加えられ、遂に村井茂兵衛は、1870年10月7日（明治3年9月13日）、次の達を受けるに至ったのである³⁵⁾。

高知藩商社並オールト弁金之儀ニ付、為国家其方家産ヲ傾ケ候テモ尽力可致、右功劳之儀ハ無遺失後來引立可遣候也。

庚午九月十三日

盛岡県大参事 東次郎印

盛岡県大属 荻原勇馬印

同 権大属 山田 武印

同 堀内正一郎印

村井茂兵衛は、最早忌避・拒絶することもできず、止むなく「家産ヲ傾ケ」の請書に調印したのであった。そして、この請書への調印により、旧

34) 同上、46頁。

35) 前掲、『岩手県史』第7巻、445頁。

盛岡藩の外債返納義務を、村井茂兵衛が負うことともなったのである。

村井茂兵衛は、藩から貸付を受けた12万4427両50銭の内11万3318両67銭3厘5毛を追々返納し、未納残金は1万1108円82銭6厘5毛であった³⁶⁾。これが旧盛岡藩が英商オールドから借り入れた外債の内、村井茂兵衛が債務として負わなければならない外債「分借金」の未納残金なのであった。

また、村井茂兵衛が旧盛岡藩へ売り渡した荒銅代価未払い分が5367円50銭であったため、「分借金」未納分1万1108円82銭6厘5毛と差引、5741円32銭6厘5毛が村井茂兵衛の外債「分借金」関係の未納債務額となるのであった³⁷⁾。

しかし、当初の政府の判断は異なっていた。1871年10月15日（明治4年9月2日）、大蔵省の戸籍寮にあった聴訟所の名称が判理局と改められ、専ら旧藩の外債を審議する独立の部局となった³⁸⁾。そして、この判理局が旧盛岡藩の外債の公私の別を審理するにあたり調査したところ、同藩の用達を勤めていた鍵屋村井茂兵衛が盛岡藩から多額の借入をしているということを示す多数の「証文」があることが判明した。

一例を示すと、「覚 一、金貳万五千両也 右奉内借 村井茂兵衛」という「証文」であり、宛名は藩の勘定方であった³⁹⁾。これは村井茂兵衛が藩から「貸付」を受けたことを明証するものであるというのが判理局の見解なのであった。しかし、村井茂兵衛の側からすれば、これは当時の盛岡藩の慣習上の表現であって、実際は村井茂兵衛が藩に金員を「貸付」けたものであって、決して藩から「借入」れたものではない。藩が民間から金員を調達しても、書類上は「奉内借」と書くのが通例となっていたのであ

36) 「岩手県平民村井茂兵衛ヨリ旧盛岡藩へ売上ケ候荒銅代価下付可致儀ニ付伺」
（『公文録 大蔵省之部 全 明治十一年八月』、第84巻）。

37) 同上。

38) 聴訟所の事務は、1871年10月27日（明治4年9月14日）、司法省聴訟課に吸収された。

39) 小島徳弥『明治以降大事件の真相と判例』、教文社、1934年、47頁。

り、例示の「証文」の場合は、村井茂兵衛が藩に代わって立て替えたことを示すもので、藩の「内債」であると陳弁した。

一方、大蔵省判理局の判断によれば、旧盛岡藩のオールト商会からの借入洋銀14万枚すなわち日本金12万4427両余は、村井茂兵衛が藩へ漸次返納し、残金は1万1108円余ということになっていて、これは村井茂兵衛が維新政府へ返納すべきものである。また、それに加えて、孝人ライスヘンケイから10万ドルを借入れた際に、村井茂兵衛も借用證書に連署していたこともあり、その「分借金」が1万5000円及び1万円の計2万5000円に上るとして、合計3万6000円余を、村井茂兵衛から徴収すべきであるというのであった⁴⁰⁾。

そして、大蔵省は、村井茂兵衛にこの未済金3万6000円余の即時上納を厳命したのである。

この間の状況について、1894(明治27)年5月4日付の衆議院議長楠本正隆宛の「銅山不当処分に関する請願」の中で、5代目村井茂兵衛は、次のように述べている⁴¹⁾。

英商ヲールトハ、盛岡藩債償却延滞ノ訴訟ヲ民部省ニ提起スルニ至リ、一時同省ニ於テ、之が取調ヲナシ、尋デ、大蔵省判理局ニ移ス。時ニ井上馨民部少輔ヨリ大蔵大輔ニ転ジ、十等出仕川村選ヲシテ主任タラシメ、亡父ヲ召喚シテ、彼ノ十二万四千四百二十七円(兩?)余ノ預リ金ニ関スル顛末ヲ具申セシム。因テ亡父ハ預リ金及従来盛岡藩ニ於ケル貸借ノ関係ヲ叙シテ、進答セリ。然ルニ、一日俄ニ驚キアリ。亡父ノ盛岡本店及大阪支店ノ倉庫、家財、妻子ノ衣類、装具ニ至ル迄、悉ク封印ヲ附シ、剩ハ、亡父ニ禁足ヲ命ジ、預リ金未納金一万千八百円(兩?)ト盛岡藩ヨリ旧債ニ対シ、外人手形ヲ以テ償却ヲ受ケタル

40) 前掲、『世外井上公伝』第2巻、58頁。

41) 前掲、『日本富豪発生学・閥族財権争奪の巻』、27頁～28頁。

二万五千元（兩？）ト、合計三万六千八百円（兩？）余ヲ以テ、亡父ノ英商ニ対スル分借金ト認定シ、即時上納ヲ嚴命ス。亡父即チ、十二万四千四百二十七円（兩？）余ハ盛岡藩ノ依頼ニ因リ預リタルモノニシテ、分借ニ非ザル所以ヲ弁明シ、且ツ三万六千八百円（兩？）余ノ内二万五千兩ハ藩ノ旧債ニ対シ、外人手形ヲ以テ償却ヲ受ケタル金額ナル所以ヲ分疏シ、証拠書類ヲ提出スト雖モ、川村出仕ノ酷薄ナル、之ヲ手ニダニモ触レズ。励声叱咤、即時上納ヲ督促スルノミ。亡父出テハ有司ノ呵責ニ遇ヒ、恐懼措ク所ヲ知ラズ。入りテハ妻孥愁歎ニ沈ミ、暗涙眼ニ満ルノ状ヲ見ル。知ラズ若為ナル情ゾ。空シク百舌ヲ弄シテ、一点有司ノ心ヲ動カス能ハズ。一面ニハ、即チ財産ヲ押へ、金融ノ途ヲ杜絶シ、一面ニハ、即チ即時上納ヲ威迫シテ已マズ。之レ所以（所謂？）吭ヲ扼シテ背ヲ拆ツモノ、亡父進退谷リ復タ為スベキ術ナク遂ニ三万六千八百円（兩？）余ノ上納金ヲ諾シ財産解封ヲ出願ス。

また、亡父村井茂兵衛の外国負債関係については、明治30年2月18日付の衆議院議長鳩山和夫宛の「藩債処分違算金下附請願」と題した請願書で、以下のようにも、述べられている⁴²⁾。

明治三年九月十三日、盛岡県大参事東次郎（著者註—この時の県はまだ藩と同じ性質のものであつた）外三名ヨリ、高知商会竝ニ英商ヤールト、弁金ノ義家産傾ケ候共、尽力可致、後來其加勞ニ依リ、無遺失引立遣スベシトノ達書ヲ与ヘラレ、勢ヒ已ムヲ得ズ、遂ニ其證書ニ調印セリ。然ルニ、国元役員等ハ、外国債ヲ以（テ）献金ニ充ルヲ不可トシ、解約ヲ命ゼリ。川井等慌惑英商ニ解約ヲ求ムルモ肯ゼズ。強テ解約ヲ遂ゲントセバ、五万円（兩？）ノ違約金ヲ支払ハザルヲ得ザルヲ以（テ）

42) 同上、32頁～33頁。

別ニ一計ヲ案ジ、亡父茂兵衛ヲシテ外国債ノ内、洋銀換算高十二万四千四百二十七兩余ヲ預ラシメ、返納ノ期限ヲ約定ス。然ルニ川井清藏ハ其後約ニ違ヒ、期限未ダ至ラザルニ返納ヲ命ジ、苛刻ノ督促頻リナルヨリ、漸次若干ヲ返納シ、外ニ銅荷物ヲ繰替置キ其残額纔ニ五千七百四十円(兩?)余トナレリ。又一方ニ於テハ兼テ弊家ヨリ南部家ニ貸上タル旧債高ノ内エ、外国人手形ヲ以(テ)下渡サレタル金二万五千円(兩?)アリ。然ルニ大蔵省ニ於テハ、此金ヲ以(テ)藩庁ノ貸附金ト誤認シ、猶ホ銅荷物代金五千三百六十七円(兩?)余ノ繰替金ノ取糺シモナク、洋銀代残額ト合セテ三万六千八百八円(兩?)余ノ即時上納ヲ命ゼラレ、其結果本支店共家財封緘ノ不幸ニ遭遇シ終ニ南部家ヨリ弊家貸上金ノ方ニ譲受タル尾去沢銅山ヲ没収セラル、ニ至レリ。是ヨリ先キ国元ニ於テ、在阪亡茂兵衛ガ旧藩外国債ノ関係ニ付テハ、単ニ證書ニ調印セシノミニテ、金錢出納ヲナサズ。勿論一金モ使用セザルニ、旧藩ニ於テ、支払延滞ノ結果、明治四年七月十三日、民部省ヨリ地方庁ヲ経テ、弊家ニ対シ、身代限ヲ申附ラル、等、怪訝事ノミ有之ニ付、支配人沢田忠兵衛上阪シ、彈正台エ、明治四年四月中書面ヲ提出シ、事実ノ取糺ヲ請ヒ、其後民部省ニ回送セラレ、同省廃止後ハ、大蔵省判理局ニ於テ取扱フ事トナレリ。

大蔵省判理局から呼び出された村井茂兵衛は、オールト商会から旧盛岡藩が借り入れ、同藩から村井茂兵衛が預かった金12万4427円余については、随時返納し、その残金は金1万1108円余であることは認めた。しかし、その他の盛岡藩外債の「分借金」2万5000円については、村井茂兵衛の旧盛岡藩への「貸上金」(貸付金)に対する返却金であると、なおも抗弁したが、判理局主任の川村選は「奉内借」の文面を証拠に、村井茂兵衛の主張を頑として認めず、未納金3万6000円余の即納を村井茂兵衛に迫ったのであった。

かくして、判理局主任川村選の高圧的な「威迫」に屈従し、3万6108円

余の上納金返納を承諾せざるを得なかった村井茂兵衛は、悲憤の余り胃潰瘍を患うに至ったため、支配人沢田忠兵衛をして、1872年3月21日（明治5年2月13日）、以下の願を大蔵省に提出させた⁴³⁾。

奉歎願候趣意ノ儀ハ兼テ洋銀代拝借残金ノ分此度上納目途可奉申上旨御諭達相蒙奉畏候然ニ卯年ヨリ昨未ノ春迄五ヶ年ノ間於大阪出先ニ御詰相川井清藏様ヨリ御頼談ニ付種々他借ヲ以当坐貸上金有之右御差引ノ儀奉歎願候処去ル辰年南部様御転封被仰出以後ノ分ハ御差引被下置右御沙汰ノ前分ハ御差引難被下置旨御理解ノ段奉恐入候随而恐多奉存候得共兼テ受負罷在候陸中国尾去沢銅山稼方近年米価高直不少損失仕込モ稼方取統兼昨未六月以後及四度返上山奉願上山内諸品建家諸道具當時之処御改之上山内定価ヲ以御買上ケ被下置度段奉願上置候尤南部様ヨリ御引受申上候節ハ金十式万四千八百兩程ニ御坐候洋銀代残金高之分山内有品御買上代金之内ヲ以テ奉納度奉存候此段御聞届被下置度奉願上候依之恐多奉願上候様ニ奉存候得共昨年国店御取締並ニ大坂分家鍵屋清吉宅御封印ニ相成家内手回リ之者引払被仰付無家業ニ付當時ニ至両所大勢ノ家内共必至難澁且三都借財之向々不安心ニ被存嚴敷催促申来誠ニ以窮迫罷在候間何卒御憐愍ヲ以テ御切鮮被下置度奉願上候左候ハ、細々ニモ商売仕家族共生活ノ道ニ取付三都借財之口々ヘモ当分断リ方相凌追々行立返済仕度何卒御慈愛之御憐愍ヲ以テ願ノ通被仰付被下置度此段只管奉歎願候以上

村井茂兵衛支配人

沢田忠兵衛

申二月十三日

大蔵省判理局

御役所

43) 「乍恐以書付願上候」(『公文録 大蔵省之部 全 明治十一年八月』,第84卷)。

村井茂兵衛は家業窮迫から財産封印の解除を求めたが、川村選は「上納終ルニ非ザレバ解封ヲ許サズ」と答えた。それで、7か年賦、5か年賦、3か年賦と順次減縮して上納を歎願していったが、それも許されず、最後には月賦上納を懇願するに至った。しかし、これら年賦・月賦上納の懇願もすべて拒否され、剩え「若シ上納延引スルニ於テハ、此俣闕所ニ附スベシ」とまで追い込まれた村井茂兵衛は、川村選の「諭示」により、遂に尾去沢銅山を返上し、その買上代金を以て上納金から差し引いてくれるよう、止むなく歎願せざるを得なかったのであった⁴⁴⁾。

この村井茂兵衛支配人沢田忠兵衛の歎願に対して、1872年4月25日(明治5年3月18日)、大蔵省十等出仕の川村選は、「岡田平蔵尾去沢鉦山引受願之儀ニ付見込取調伺」と目安書きした稟議書を作成し、大蔵省諸務課・判理局・丞を経て輔に提出した。そして、大蔵大輔たる井上馨がこれを決裁したのであった⁴⁵⁾。

川村選の伺の趣旨は、村井茂兵衛が返済しなければならない総計5万5400円を村井茂兵衛から上納すれば一件は落着する。

この総計5万5400円が村井茂兵衛の未納額になるというのは、大蔵省判理局は、村井茂兵衛の元江刺県貢米払代上納金の滞り高が9248円余あるほか、為替会社への納金1万43円余が未払いである。したがって、村井茂兵衛の外債関係返済未納残金の3万6000円余と、これら2件を合わせ、3件総計5万5400円余が村井茂兵衛が大蔵省に返済しなければならない「官債」の総額であるとも、認定していたからであった。

しかし、「村井に弁金の途が無いから、出願も有ることだから尾去沢銅山を返上せしめ、その附属品を悉皆買上げ、希望の人物を見立てて同山の事業を継承せしめたい」。幸いな事に、大阪の商人岡田平蔵なる者が事業継承を申し出ている、「身元を取糺して見れば、鉦業には随分巧者であり、

44) 前掲、『日本富豪発生学・閥族財権争奪の巻』、28頁～29頁。

45) 前掲、『世外井上公伝』第2巻、59頁。

殊に造幣寮の御用をも勤め、身代は相応の者であるから、願の通り允許になつて然るべきや」。ついで、村井茂兵衛の未納金5万5400円については、(1) 3万6108円余は年賦にして岡田平蔵に納めさせる、(2) 1万9248円余は年賦にして、岡田平蔵と村井茂兵衛の2人打合せの上、秋田県に納めさせる。「右決議と為つたならば、村井が家財封印を解くことを仰付けられて然るべく、依て大阪府・岩手県・秋田県へその旨を達せられたい。また鉾山に関しての主務省たる工部省へも照会されたい」というものであった⁴⁶⁾。

かくして、1872年5月2日（明治5年3月25日）、大蔵省は村井茂兵衛へ次のような達を出し、村井茂兵衛も否応なくその請書を提出したのであった⁴⁷⁾。

御受書

旧盛岡藩外国負債之内分借金返納相納候ニ付従前受負罷在候陸中国尾去沢鉾山稼差止右附属品一切御買上ケ其代価之内ヲ以補度願之趣無扨次第二付聞届候事

右被仰渡之趣承知奉畏候依之御受書差上申処如件

岩手県支配所

陸中国盛岡町

明治五申年三月二十五日

村井茂兵衛印

大蔵省

御役所

また、岡田平蔵からも、以下の2通の請書が提出された⁴⁸⁾。

46) 同上、59頁～60頁。

47) 「御受書」（『公文録 大蔵省之部 全 明治十一年八月』、第84巻）。

48) 「覚」・「御受書之事」（同上）。

覚

高金五万五千四百両

内

金三万六千八百八両三步永拾三文七分 御本省上納分

金九千貳百四拾八両貳朱永拾壹文三分 元江刺県上納分

金壹万四拾三両壹朱永三拾七文五分 為替会社納分

右書面之金高小猿沢銅山ニ付従来ノ官債其外今般私引受上納可仕候段
相違無御座候返納期限等之儀ハ一応彼地へ罷越取調上可奉願上候依之
此段御受奉申上候以上

壬申三月廿五日

岡田平蔵印

大蔵省

判理局 御中

御受書之事

今般陸中国盛岡商人村井茂兵衛受負稼尾去沢鉦山附属品一式御買上之儀御聞濟相成候ニ付右附属品私へ御払下之儀奉願上候処願之通御聞濟被成下置鉦山稼之儀ハ秋田県へ願出可申旨御書付ヲ以被仰渡冥加至極難有仕合奉存候依之奉差上御請書仍如件

大阪内淡路町壺丁目

壬申三月

商人 岡田平蔵

大蔵省

御中

岡田平蔵への払い下げ条件は、尾去沢銅山の払い下げ価格は金3万6108円、しかも15か年賦・無利息という好条件での払い下げであった。

岡田平蔵の上納金年賦決定は、1872年12月（明治5年11月）のことで、この年に2508円76銭3厘7毛をを即納し、残金は毎年年額2400円を両度に分納することとなった⁴⁹⁾。

こうして、尾去沢銅山は、全く村井茂兵衛の手を離れることになったが、同時に村井茂兵衛の家産封印も解除されたのである。

形こそ、村井茂兵衛から尾去沢銅山「御買上」の願が出たので、それを大蔵省判理局が聞き届けたというものであるが、「諭示」に従って止むなく願を出さざるを得なかった経緯から言えば、それはまさしく大蔵省による尾去沢銅山の没収すなわち「官没」なのであった。

6 井上馨と岡田平蔵

大蔵省から尾去沢銅山の払い下げを受け、その経営権を手中にした岡田平蔵とは、いかなる人物であったのだろうか。

岡田平蔵は、1837年4月19日（天保8年3月15日）、江戸日本橋村松町で生まれた。初名は村尾銀次郎といったが、後に日本橋の金物問屋伊勢屋岡田平作の養子となり、岡田姓となる。養父の岡田平作は横浜開港を機に輸入業を始め、横浜運上所の諸色目利御用達となり、岡田平蔵が諸色目利役をしていた。商機を見るに敏なるその商才の一端は、以下のエピソードからも知られる⁵⁰⁾。

維新の前なりしが横浜の或る商人金を借りて青銅を買置きしに、折しも生麦の変ありて、あはや英吉利と戦端をも開くならんと人の心も安からず、横浜の町々ハ上を下へと騒ぎ立ち老人小兒は近国の知辺の方へ遁れさせ貴重の物品ハ皆夫々へ託けなどし戸主と壮丁ハ脚絆を着けて寝ぬる程ゆゑ商人某ハ驚きて此青銅を売らんとせしが斯る騒ぎの折柄なれば、買はんといふ者も無き故某ハ困じ果て如何にやせんとするを聞き商機に素疾き君なれば直ちに馳せて水戸藩邸に行き老臣に面会

49) 前掲、『世外井上公伝』第2巻、60頁。

50) 篠田正作『実業立志 日本新豪傑伝』、1892年、74頁。

して鑄錢の地金尔これを売り込み彼と此れとの中に立ち数千両の利益を得けり

しかし、1865年（慶応元年）に至り、獄に繋がれることになる⁵¹⁾。

貿易商の利益多きを覚りければ専ら外商と取引をなしけり其頃蚕卵紙商等ハ組合の力乏くて動もすれば外人の奸策に陥り年々損失多かりければ君ハこれを慨きて何とかして救はんと思ひ横浜奉行所に請ひて蚕紙の専売免許を受け数十万枚を仏人に売込み諸国より買占ける尔蚕紙商等ハこれを聞きて横浜奉行を不当となし外国の領事に依りて幕府の老中へ訴へければ老中ハ奉行を咎め遂に専売免許を解き君を捕へて獄舎に送れり此時蚕紙二十万枚を既尔仏人に売渡したるに僅か五千枚を撰み取り余ハ悉く品悪し、とて君の許にこれを返し損害を要むれども君ハ既に罪人となりたれば幕府に弁償を請ひしに幕府ハ悉く君の家財を没して償ひ猶ほ足らざる分ハ横浜市民の積立金十万両を併せ仏人に償ひて其事漸く鎮まれり斯くて君ハ数年の間獄中に在りて鉄窓の下に困みしが程なく維新の盛時に遇ひて大赦をもて免されたり

その後、岡田平蔵は大阪へ移り、維新政府が成立すると、「洋銀」での支払いに困っていた参与由利公正の依頼で、東北地方から生糸を買い占め、この生糸を「洋銀」に替え支払うなどして、維新政府へ接近していった。

1869年11月（明治2年10月）、維新政府を去った薩摩出身の五代友厚とともに、古金銀貨幣を溶解・分析する「金銀分析所」の事業を始める。そして、この金銀分析所で作った地金を大阪造幣寮に納め、1871年（明治4年）造幣寮分析御用を勤めるに至る。

そして、廃藩置県に際しては、「廃藩の令の下りし時諸藩に奔走して大

51) 同上、78頁～79頁。

砲を買ひ神戸に輸りて溶解し更に青銅鉍として売捌きしに、諸藩ハ大砲の無用となりし頃なれば価の高下をも問はずして乞ふに任せて売りけるゆゑ思はずも数万円の利を得たり」というように、岡田平蔵の商略は群を抜いており、「伊勢平」と称されたのである⁵²⁾。

岡田平蔵は、地金事業を始めてから、鉍山金属に関心を持つようになり、院内・阿仁の鉍山も経営するようになっていた。それで当時関係を深めつつあった大蔵大輔の井上馨との縁を利用し、尾去沢銅山の払い下げを斡旋してもらったのであろう。

尾去沢銅山事件当時大蔵大丞であった渋沢栄一は、1912（明治45）年5月2日、次のように発言している⁵³⁾。

岡田平蔵といふものが、私宅へも能く来たけれども、侯爵（※井上馨）宅へもよく来た。なかなか才能のある新進の商売人であつた。益田孝君は其人の通訳をしたのです。さう云ふような関係でありましたから、自ら疑ふべき点はないのぢやない。それ故に其山を取らせたい為に、無理に藩の借にして、大蔵省でしきりにやかましく言つて、村井の山を伊勢平に売らせるやうにした、其間には魂胆があつたと云ふ邪推が、始終継続して居つた。

岡田平蔵が井上馨や渋沢栄一の屋敷へ出入りする程懇意であつたということがわかる発言である。

それでは、井上馨は岡田平蔵との関係について、どのように述べていたのであろうか。後の司法省の取調に対して、次のように語っている⁵⁴⁾。

52) 同上，79頁。

53) 沢田章『世外侯事歴 維新財政談』，原書房，明治百年史叢書，第270巻，1978年，367頁。

54) 前掲，『世外井上公伝』第2巻，114頁。

岡田平蔵ハ素ヨリ知ル者ニテ、鉦山引受候而ハ如何ト同宅ニ而談候事有之。右ハ判理局ヨリ回議案ヲ出セシ已前ト覚候。茂兵衛義其節上納金ニ差支候ノミナラズ、外口ニ多分ノ借財有之、且鉦山費用モ夥敷、江刺県へ返上願出タル趣モ承候へ共、借財ハ如何様ノ事情ナルヤ、江刺県へ返上出タル主意モ何故ナルヤ、詳細ニ承知セシニハ無之。自分考候ニハ、唯身代微力ニ相成上納金調達モ六ツケ敷、自然鉦山ヲ持コタクル事能ハザルモノト思量シ、若其場ニ至ラバ、誰カ引受サセ度ト存候ヨリ屹度ナク平蔵へ噂致候所、同人ハ相断候。

井上は、村井茂兵衛が「身代微力」となり「借財」も多分にあり政府への上納金返済も難しくなっている、そのため、尾去沢銅山の維持も困難となってきたらと思量し、銅山経営を誰か引き受けてくれる者はいないかと、岡田平蔵にそれとなく「噂」したら、岡田平蔵は自分は引き受けないと断ったというのである。

そして、更に続けて語るには、

其節ノ説話ニ、尋常之小利而已ニ走ラズ、鉦山杯ヲ盛大ニ起シ、往々輸出ヲ盛ニスル目途ヲ立ツルコソ、人民ノ義務ナルベシト申諭シ候処、大ニ感悟セシト相見得、若シ被仰付候ハバ、資力ノ限り勉勵可致旨申聞候。此時ハ未定中ノ事故、一時之説話而已ニ候処、其後茂兵衛ヨリ上納金ニ対シ鉦山返上、諸機械一式御買上願出候ニ付、平蔵へ申聞候所、引受度旨申立、則表向願書差出申候。

(中略)

平蔵願書自分手元へ差出候ニハ無之、定而庶務課へ出セシナラント考候。同人願面ニ、村井不都合有之被召放云々ト有之ハ事実ト相違ニシテ、如何ニモ不都合ニ有之、左候て一旦差戻シ書改サセ候ハ当然ニテ、自分義モ其頃一覽致シ候へ共、全ク不心得ノ事ト相見へ候。

井上馨が、岡田平蔵へ尾去沢銅山を「強引」に引き受けさせ、「表向願書」を庶務課へ提出させたらしいことがよくわかる発言である。

そもそも、尾去沢銅山払い下げの手続について言えば、払い下げが一般に公示されてなされたとは言いがたく、大蔵省の要路者と平素から密接な関係にある岡田平蔵が、井上馨の内意を忖度した大蔵省担当者と内々打合せの上、村井茂兵衛と「対談」し、尾去沢銅山を譲り受けたと見るのが真実であろう。それゆえ、世人の疑惑を招くことにもなったのであったし、岡田平蔵への払い下げには、井上馨等の「魂胆」が見え隠れするのであった。

そして、井上馨と渋沢栄一は、予算問題をめぐる政府の内紛から、1873（明治6）年5月23日に辞職して政府を去るが、その後について、井上馨は、以下のように述べている⁵⁵⁾。

平蔵義、引受之上西洋人ヲモ雇入、一層盛大ニ營業致度、就而ハ自分
辞職後ニ付、何卒組合ニ相成万端指揮イタシ呉候様懇々相願ヒ、幸ヒ
手アキノ折柄、私利而已ナラズ国益之見込モ有之ニ付承諾イタシ、六
年八九月頃、一応実地見分致シ候処、坐上之見込と違、偏遠頑囚之地
ニテ、到底官ノ力ニ無之而ハ容易ニ改正ノ見据モ無之、且世上不穩ノ
折柄ニ付、先ヅ現時之有姿ノ假營業致居候方可然旨申論シ、自分義ハ
七年一月限ニテ相断、其後一切関係不致、素ヨリ平蔵と組合ニ相成候
義ニハ無之、又自分持山ト棒杭杯打立候義曾而存不申候。

井上馨は、辞職後御用滞在を命じられていたが、1873（明治6）年7月25日、岡田平蔵に誘われ、「未タ東京ヨリ東北之地巡廻仕候事無之ニ付来ル五日頃ヨリ奥羽之地方迄迄遊歴仕度候」と願を出し⁵⁶⁾、尾去沢銅山の「実

55) 同上、116頁。

56) 「井上馨奥羽遊歴並御用滞在御免願」（『公文録 官員之部 全 明治六年七月』、第252巻）。

地見分」のため、岡田平蔵等十数名を引き連れて東京を出発した。

井上馨等は、同年8月29日に尾去沢に赴いたが、その際、真偽の程は不明だが、「従四位井上馨所有銅山」という標杭を立てたという話が伝えられ、井上は「自分持山ト棒杭杯打立候義曾而存不申候」と、この話を否定しているのであった。

しかし、司法省東京上等裁判所の判事は、「是ハ全ク遁辞ニシテ、其実ハ商法ノ組合ヲナシ、彼山ニ就キ私利ヲ貪ランガ為メナルベシ」と断じている⁵⁷⁾。

その後、岡田平蔵は、尾去沢銅山の経営権を1873(明治6)年秋に設立した「東京鉱山会社」に移し、翌1874(明治7)年1月、井上馨、エドワード・フィツシャー商会などと「岡田組」を設立し、米の取引・輸出事業を始めるが、同年1月15日、東京銀座煉瓦街で死体となって発見されるのであった。

(本学名誉教授)

57) 前掲、『世外井上公伝』第2巻, 116頁。